

平成 28 年度竣工の上下水道工事における産業廃棄物管理票  
 (マニフェスト伝票) 偽造の疑いに係る調査等の経過

年 月	概 要
平成 30 年 4 月中旬～	水道局及び建設局発注工事において、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の偽造の疑いがある旨、発注局に情報提供あり。
平成 30 年 6 月中旬	両局で任意の調査の結果偽造の疑いのあることが判明。
平成 30 年 7 月 4 日	「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに関する調査の着手について」の報道発表。 ○マニフェスト偽造の疑いで廃棄物処理法に基づく調査着手
平成 30 年 7 月上旬	環境局で平成 28 年度の上下水道工事の産廃処理に関わる全件のマニフェスト伝票の調査を開始。
平成 30 年 9 月 11 日	「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに関する調査状況報告について」の報道発表。 ○適正に産廃処分が行われていれば処分業者に保管されているべきマニフェスト伝票 C1 票の約半数が存在しないことを確認。 ・水道局工事 136 件 マニフェスト伝票約 30,000 伝票のうち約 14,000 伝票不存在 ・建設局（下水道）工事 85 件 マニフェスト伝票約 17,000 伝票のうち約 9,000 伝票不存在 ○両局の工事に携わった排出事業者（元請工事業者）、収集運搬業者（下請工事業者等）のうち、排出事業者 162 社、収集運搬業者 69 社において不存在が認められたため、これらの業者を調査対象とした。
平成 30 年 9 月以降	当該工事に関わった収集運搬業者 69 社中、C1 票不存在枚数が多い 15 社に対して、大阪府と連携して、廃棄物処理法違反の有無について先行して調査を開始。
平成 30 年 12 月～	残りの収集運搬業者 54 社に対して、調査を開始。また、当該工事に関わった排出事業者 162 社に対しても、調査を開始。

令和元年 11 月 20 日	「産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）偽造の疑いに係る調査結果について【中間報告】」の報道発表。 ○収集運搬業者 69 社のうち、偽造を認めた業者は 26 社 ・主な偽造の理由…設計上の産業廃棄物排出量と実際の処理量にかい離が生じ、マニフェスト伝票を設計に合わせようとしたため等
令和 2 年 3 月 18 日	排出事業者（元請工事業者）及び収集運搬業者に対して、廃棄物処理法に基づく「勧告書」、又は「指導文書」を発出。